

令和5年度第3回 東京都北区自立支援協議会議事要旨	
日 時	令和6年2月1日（木）午前9時30分～午前11時41分
場 所	北区役所別館 2階 研修室
出席者 (敬称略・ 順不同)	〔出席委員〕 川村匡由（会長）、吉田光爾（副会長）、中村恵子、大八木剛、遠藤吉博、大岩和美、 下田加代子、吉田耕一、田村優果、横手美幸、井上良子、長谷川清、山村利則、 田中佐季、橋爪英章、東慎治、横山雅之、ふるたしのぶ、本田正則、飯野加代子、 村野重成、長嶋和宏、宮崎修一、千嶋佳子 〔欠席委員〕 古場亜希、松田健、平原優美、小野寺肇、多田修 〔オブザーバー〕 森将知
次 第	1 開会 2 議事 （1）第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」の パブリックコメント実施結果及び「最終案」について （2）地域生活支援拠点等の整備状況について （3）「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための取組状況 について （4）連絡事項 3 閉会
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ● 次第 ● 資料1 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」 のパブリックコメント実施結果及び「最終案」について ● 資料2 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」 のパブリックコメント実施結果について ● 資料3 第2回協議会におけるご意見・ご質問について ● 資料4 地域生活支援拠点等の整備について ● 資料5 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための 取組状況について ● 資料6 北区のピアサポート活動イメージ図（案） ● 冊子 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「最終案」 ● 当日配布1 地域生活支援拠点等の整備について（社会福祉法人さざんかの会） ● 当日配布2 東京都北区こころの健康福祉ガイド

要 旨	
1 開会	
事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、東京都北区自立支援協議会を開会させていただきます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。事務局を担当させていただきます、障害福祉課長の田名邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>では、欠席者のご連絡をさせていただきます。本日は、所用のためということで、NPO 法人わくわくかんの古場委員、北区医師会の松田委員、都立王子特別支援学校の小野寺委員、王子公共職業安定所の多田委員、北区訪問看護ステーション連絡協議会の平原委員、以上5名の委員から欠席の連絡を受けております。なお、本日は所用のためということで、ふるた委員が遅れるとの連絡を受けております。</p> <p>また、本日はオブザーバーといたしまして、社会福祉法人さざんかの会の森将知様にお越しいただいております。後ほど、地域生活支援拠点等の現状などについて、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここからの議事の進行は、会長にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>皆様、おはようございます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>正月早々、能登半島地震ということで、石川県にゆかりの方も見えかと思いますが、お悔やみを申し上げたいと思います。原発もあるということで、現地では大変な思いをされているかと思います。3.11のときは私も学生を20人連れて、2泊3日で災害ボランティアへ参加しましたがけれども、改めて、地域防災、地域福祉との関係がいかに重要かということになるかと思っています。北区においても、低地あるいは木密と言われる木造住宅の老朽した住宅が密集しているところもあります。皆さんのところも改めて、私から言うまでもありませんけれども、日頃の地域防災、あるいは地域福祉の視点で再点検していただければと思います。</p> <p>それでは、これから限られた時間ですけれども、ぜひ、活発なご意見を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
3 議事	
(1) 第7期北区障害福祉計画・第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」のパブリックコメント実施結果及び「最終案」について	
会長	<p>それでは早速ですが、議事に進みたいと思います。お手元の次第をご覧くださいと思います。最初に、第7期北区障害福祉計画及び第3期北区障害児福祉計画「中間のまとめ」のパブリックコメントの実施の結果、及びその「最終案」が今日、</p>

	<p>お示しされていますので、資料1、2、3、冊子、参考資料を踏まえまして、事務局からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局から説明をさせていただきます。資料1から資料3、冊子、参考資料を一括して説明させていただきます。少し時間が長くなってしまいますが、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、資料1のご用意をお願いいたします。計画のパブリックコメントの実施結果及び「最終案」についてご説明させていただきます。</p> <p>「1 要旨」でございますが、12月から1月にかけて実施いたしましたパブリックコメントの結果と、それを踏まえた「最終案」を取りまとめいたしました。(1)の実施結果につきましては、後ほど資料2のほうで詳しく説明させていただきます。(2)の「最終案」については、本日配付の冊子のとおりでございます。</p> <p>「2 経過及び今後の予定」です。昨年10月に、庁内組織であります計画検討委員会、それから自立支援協議会にて、計画素案等についてご報告をさせていただき、中間のまとめを取りまとめさせていただきました。11月の健康福祉委員会にて、「中間のまとめ」と、パブリックコメントの実施について報告いたしまして、12月から1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。1月には、計画検討委員会を書面にて開催いたしまして、パブリックコメントの実施結果及び最終案について、検討を行いました。本日の自立支援協議会の後、3月の健康福祉委員会で報告、会派等から意見聴取を行いまして、計画策定、公表と進めていく予定でございます。資料1についての説明は以上です。</p> <p>では、引き続きまして、資料2のご用意をお願いいたします。パブリックコメントの実施結果についてでございます。昨年12月1日から本年1月5日にかけて、計画の「中間のまとめ」のパブリックコメントを実施いたしました。8名の方から計20件のご意見をいただきましたので、いただいたご意見及びそれに対する区の方針について、ポイントを絞って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、計画全般に関することに関しては、2件のご意見をいただきました。No.1については、具体的に何を進めていくか分かりにくいというご意見でございました。区の方針でございますが、国の基本指針に沿って定めまして、成果目標や活動指標の達成に向けて取り組んでまいりますと、示させていただいております。No.2、関連する施策との連携についてのご意見でございますが、こちらについては、関係各課と連携をしながら、全庁を挙げて、障害者施策に取り組んでまいりますとさせていただきます。</p>

次のページ、サービス等の充実と質の向上について、2件のご意見をいただいております。No.3、特別支援学校卒業後に利用する施設の職員等の充実に関するご意見でございますが、障害福祉サービス事業所等の人員や運営等に関する基準は、国や東京都において定めております。区といたしましては、利用者のニーズや、事業所の運営状況等の把握に努めまして、必要に応じて、国や東京都に要望してまいりますと書かせていただいております。No.4 は、蓄電池の給付・助成についてのご意見でございます。日常生活用具として電動機器を使用している方における蓄電池等の必要性は認識しております。区では、人工呼吸器を使用している障害者を対象に、蓄電池等の購入費用助成を行っております。その他の電動機器につきましては、障害者だけでなく、高齢者なども使用することから、全体の中で対象者や対象機器の整理が必要であると認識していますという考え方を示させていただきました。

では、次のページお願いいたします。障害のある子どもへの支援の充実について、2件ご意見をいただきました。No.5 は児童の可能性を开花・定着できるような施策について、No.6 は、親が安心して居住できる仕組みの構築などについて、ご意見をいただきました。区の考え方ですが、「北区障害者計画 2021」の重点施策の一つである「障害のある子どもへの支援の充実」に引き続き取り組みまして、関係機関の連携強化や、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の充実を図ってまいりますと書かせていただいております。

続きまして、障害のある人の就労の拡大についてです。No.7、北区で働ける環境を整備するために必要な就労支援体制の検討や、住民理解向上に資する取組についてのご意見でございました。区といたしましては、就労支援センター北を中心に、関係機関との連携を深め、さらなる就労促進と就労定着に向けた支援の充実を図るとともに、住民理解の向上につきましても、「理解促進研修・啓発事業」に引き続き取り組んでまいります。

では、ページをおめくりいただきまして、地域におけるサービス提供体制の整備についてです。No.8、短期入所施設の増設と柔軟な対応についてのご意見でした。区の考え方ですが、短期入所や緊急一時保護事業については、利用者数等の増加を見込んでおります。事業所の整備・誘導に努めますとともに、緊急一時保護事業についても充実を図ってまいります。No.9 は、精神障害のある方の生活介護施設についてのご意見でございまして、同様のご意見を5件いただいております。区といたしましては、利用者数の状況やニーズなどを見極めた上で、精神障害者を対象とした生活介護施設の整備・誘導について検討してまいります。

続きまして、次のページ、こころのバリアフリーの推進についてです。No.10、障害者計画についての盲ろう者へのコミュニケーションの配慮についてのご意見

でございますが、障害者計画や障害福祉計画等につきましては、音訳版と、概要版のみとはなりますが点訳版をご用意してございます。その他のコミュニケーションについては、今後の検討課題とさせていただきたいという考え方を書かせていただいております。

続きまして、その他につきましては、6件のご意見をいただいております。No.11、生涯学習の特別支援教育化についてのご意見です。区といたしましては、「北区障害者計画 2021」に基づきまして、引き続き障害者を対象とした生涯学習事業の充実に取り組みますとともに、障害者の参加に配慮した生涯学習事業等を推進してまいります。No.12、多様な障害をもつ人たちの多様な意見要望についてのご意見です。区では、自立支援協議会で検討すべき事項等について、ご意見を受け付ける仕組みを設けておりますので、引き続きご活用いただきたいと考えております。次ページ以降の No.13 以降につきましては、後ほどご確認をいただければと存じます。資料 2 についての説明は以上でございます。

では、続きまして、資料 3 をお願いいたします。第 2 回協議会におけるご意見・ご質問について、前回の協議会の中で回答できなかった項目について説明をさせていただきます。

ページをおめくりいただきまして、No.8 をお願いいたします。No.8、地域生活支援拠点等について、事業所間の情報共有等の必要性についてご意見をいただきましたが、前回の会議の中では区の考え方をお示しできていませんでした。区としましても、「面的整備型」での整備を目指している以上、関係機関による情報共有や取組内容等の研究の場は必要と考えております。本日は、拠点の機能を担う事業所の一つであります「らららたきのがわ」から、運営法人の「社会福祉法人さざんかの会」森事務局長にオブザーバーとして参加していただいておりますので、次の議題の中でも、現状等の共有ができればと考えております。

続きまして、No.10 をご覧ください。第 4 章以降のサービスの見込量について、前期分は実績値だけでなく、計画値も併記したほうが比較・検証ができるのではないかというご意見をいただいております。区のほうでも再度検討させていただきましたが、今回は併記をしないということで、次回、計画を策定する際の参考とさせていただきたいと考えてございます。理由といたしましては、併記するとなりますと、レイアウトの大幅な変更ですとか、前期計画との比較・検証などの掲載内容の見直しが必要となるということで、限られた期間内での対応が困難であるということ、また、他部署で策定している計画におきましても、計画値と実績値の併記をしていないということで、全庁的な調整が必要になってくることなどが主な理由で

	<p>ございます。貴重なご意見をいただいたにもかかわらず、大変恐縮でございますが、今回については対応を見送らせていただきまして、次回の検討課題とさせていただきたいと思っております。資料3についての説明は以上でございます。</p> <p>また、配付をさせていただきました冊子、計画「最終案」についてですが、内容につきましては、「中間のまとめ」から大きく変更した箇所はございません。軽微な点について修正させていただいたところを、参考資料にまとめさせていただいておりますので、後ほどご確認いただければと思います。なお、表紙などのイラストにつきましては「絵画工房たゆたう」の皆様の作品を使用させていただきました。ご提供いただきまして、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。</p> <p>では、議題1についての説明は以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、ただいまのご説明について、何かご意見等あればと思いますが、いかがでしょうか。区民の方々から様々なご意見、ご提案がありまして、事務局も丁寧に対処して、今後の課題も一部ありますけれども、それを含めて対応していきたいということでもあります。どうぞ。</p>
委員	<p>8名の方から20件のパブリックコメントが寄せられて、非常に丁寧にご回答いただいたのかなと思っています。一番気になっているのは、重症心身障害の方々の施設を基本計画等では作ることが入ってきているんですが、それができてからという回答みたいなのところが多い感じがしました。基本計画のほうに入っていて、こちらに入っていないのは多分、「障害者計画2021」のほうに入っていないので載せられなかったということになるのかなという感じはしているんですが、何か反映できるといいなと。皆さんからのご要望を見ている、緊急時対応とか、体験の場とか、なかなかそういうところが多かったの。となると、特に対応しきれていない重症心身障害の方々だとか、緊急時対応だとか、精神障害の方々の対応というところは、北区の場合、特に医療機関の数が少ないということがありますし、特に精神疾患が、専門的な病院というのはあまりないというところがなかなか厳しいなというところもあって、これを北区だけで担うのが大変なんじゃないかなと思います。そこをどうするのかというのは、今後の検討課題になるんじゃないかなと思います。そういう検討課題を、「障害者計画2021」との関係で、今回策定する計画に、何らかの形で反映する方法はないのかなというのを感じたんですけど、その辺はいかがなものでしょうか。色々のご意見、説明もいただきたいし、今回策定する計画に反映する方法が何かないかなというのを感じましたので、お聞きしたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。精神疾患への対応について、広域的な対応も必要だと思うんですけど、事務局、今のご質問、あるいはご提案はいかがでしょうか。</p>

事務局	事務局です。ご意見ありがとうございます。6年に一度策定する「障害者計画」では、その辺りも盛り込めると思うのですが、この3年に一度策定する「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」につきましては、必要なサービス量の見込みを数値目標として設定をして、その確保策を定めるものというところで、「障害者計画」とは性質の異なるものがございますので、なかなか今回の計画に反映するのは難しいのかなという印象です。ですので、次の6年に一度の「障害者計画」の改定には、その辺りもしっかりと載せさせていただくように検討していきたいと考えております。
会長	どうぞ。
委員	そうすると、次の「障害者計画」は3年後になりますかね。そこに対して、この協議会から出た意見をどうやって反映させていくかという、何か発言をもって代えますということであればそれまでなんですが、何らかのものが欲しいなという気がしました。そのこの辺りは、特に重点施策との関係からいってもかなり大事なところになってくるのかなと思っていますので、ぜひ、その辺りを検討していただいて、次回は必ず反映させるということと、その場合にもいろいろと議論が必要なんじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。
会長	ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。
事務局	事務局です。次回は必ず反映させていただけるようにということで、また、その3年後の計画改定のタイミングでは、タイムリーなご意見を様々ないただけると思いますし、今回ご発言いただいた内容は、議事録にもきちんと残りますので、そういったところも加味して、次の計画では反映させていただけるように、こちらとしても、しっかり取り組んでいきたいと思っております。あと、3年後ということにはなりますが、それまでも自立支援協議会は年2回のペースで開催させていただきますし、5つの専門部会も開催させていただきますので、そういったところで、その都度の課題といったようなものもしっかり議論していきたいと思っております。
会長	というような受け止め方ですけど、よろしいですか。 ほかに皆さん、いかがでしょうか。どうぞ。
委員	地域におけるサービス提供体制の整備のところ、短期入所事業、緊急一時保護事業についてのご意見がありましたが、区の考え方は、「短期入所事業所の整備・誘導に努めるとともに、緊急一時保護事業の充実を図ってまいります」となっています。この考え方の具体的な整備とか誘導というのは、どういうことが行われているのかなというのをお聞きしたいと思われました。よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。どうぞ。
事務局	ご意見、ありがとうございます。短期入所施設の整備・誘導というところでは、実質的には短期入所だけ開設されるというケースはあまりないのかなという感覚

	<p>をもっております。グループホームは東京都のほうで指定するんですけども、区にも必ずご相談いただきますので、グループホームを区内に整備される場合には、短期入所施設の併設をお願いしたりとか、それを使って緊急一時保護を担っていたりとか、そういったところを、区としても事業所をお願いしていきたいというようなイメージをもっております。以上です。</p>
委員	<p>緊急一時保護事業を使いやすいように、それぞれ整備面とかにおいて、何か考えていただけるのかなと、嬉しい方向に取ったもので。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。よろしいですか。他の方はいかがでしょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>今のご発言に関わってなんですけれども、計画「最終案」を見てみましたら、45ページの福祉型短期入所は、今後3年間で見込み量を伸ばしていて、それに合わせて整備もしていくということなんですけど、46ページの医療型短期入所は増えないという見込みなんですけど、ここは本当に増えないのかなというのが、よく分からないのですが、この辺りはどうなんですか。他にも何かあるのかなというところもありまして、ちょっと教えていただきたいです。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
事務局	<p>過去の実績値などを加味すると、すごく急激に増えるとかというものではないという推計になっております。ただ、実際の見込みというか、ニーズは恐らくあるんだろうなとは感じるころもあるんですけども、これを伸ばすというようなところに至るまでの推移になっておりませんので、過去の推移を踏まえて、このようにさせていただいたというような状況でございます。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>過去の推移があまり伸びていないからこういう推計になってしまったけれども、実感とは異なるというご回答で、実感との乖離も含めて潜在化してしまっているということなのかなという気もします。ここを何とかしろというのも難しい話ではあると思うんですけども、潜在化しているニーズというか、実感とのずれというか、この辺りを計画に反映していくとしたらどうすればいいのでしょうかというの、逆に聞きたくなりますが、どうなんですか。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局、いかがですか。</p>
事務局	<p>実感とのずれというところでは、なかなかお答えが難しいんですけども、区として公式に定める計画である以上は、過去の推移を反映させないといけないということもありますし、例えば、今回の推計とは異なるような傾向が出てくれば、当然、また次の計画で伸ばしていくような形で反映していくのかなと思います。今回の計画策定に当たっては、ここをはっきりと上昇させるところまでの、客観的なものは持ち合わせていなかったというところでの記述になるという認識でおります。</p>

会長	どうぞ。
委員	とすれば、協議会での議題としてこの辺も検討していく必要が出てくるんじゃないかなと、今、改めて思いましたので、よろしくお願いします。
会長	事務局、今後の課題になるかと思うんですけども、いかがですか。
事務局	医療型短期入所につきましては、福祉型とは違って施設整備費がすごくかかったりとか、専門の看護師の方の確保だったりと様々な課題があって、東京都のほうでも補助制度が創設されていると伺っておりますので、そういった動向も踏まえながら、今後考えていきたいと思っております。以上です。
会長	東京都と連携しながら、ということでありましたけれどもよろしいですか。ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。どうぞ。
委員	ショートステイが足りないので、グループホームにショートステイを1、2床併設するという考え方ですが、そこに少し無理がある気がしています。グループホームというのは生活の場で、常に同じ方たちがいる環境です。そこに、ショートステイで度々知らない方が入ってくるというシステムは、もう一回考え直してほしいなと思っています。今年、地域生活部会で入所施設の見学会を何回かやらせていただいた中で、やはり入所施設だけでは運営できなくて、生活介護や就労継続支援 B 型を併設しないと運営できないという、制度自体を見直す必要があるんじゃないかと思います。それから、グループホームの職員にとっても、ショートステイの利用者を見ながらグループホームの利用者のお世話もするというのは、かなりストレスや負担がかかる作業ではないかと思います。その辺のすみ分けというか、グループホームはグループホーム、ショートステイはショートステイというような形で成り立っていないと、なかなか事業所も見つからないんじゃないかなと思っているところです。私の NPO 法人でも重度身体ของกลุ่มホームをやっていますが、ヘルパーさんが変わるだけでも精神状態が不安定になる方もいるので、そこに2、3日違う人が入ってくるような生活の場というのは、私には想像できなくて、ここを何とかできないものかなと思いました。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございます。確かに現場サイドから、あるいは利用者サイドから見ますと、どういう方法でマッチングさせるかという難しさがあるので、これは北区だけの問題じゃなくて、国が全体として考えていただきたいとは思んですけど、そういう現場からのお話、悩みについて、事務局ではどのように受け止められたのかお伺いしたいと思います。
事務局	ご意見、ありがとうございます。自分のイメージだと、グループホームや入所施設に併設している短期入所というところばかり思っていたところですけども、確かに委員がおっしゃるとおり、普段生活されている方と、突然飛び込んで来られた

	<p>方の対応をするのが困難だということは、今お話を伺って、改めて認識したところ です。ですので、今後、入所施設整備に当たって、そこに短期入所施設の併設など も検討していくかと思えますけれども、今回いただいたご意見も踏まえまして、民 間事業者から施設整備に関して区のほうにご相談があった際には、そういった観点 も含めてお話をしていきたいと思っております。以上です。</p>
会長	<p>そのような状況の受け止め方ですけども、いかがですか。</p>
委員	<p>私も親の立場でもあるので、親とすれば自分がいなくなった後、安心して暮らし ていける場を作っておきたいというのがありますが、例えば今、ここのメンバー を急に6人ずつグループ分けして、明日から一緒に住めと言われていたようなもの なんですよ。多分、私たちが6人のグループに急に分けられて暮らせと言われてた ら、手が出てしまうかもしれないという感じになると思うんですね。障害があるか らといって、それを受け入れろというのもどうなんだろうとっていて。グループ ホームに入居されている彼らは、それぐらいのストレスの中で生活されているとい うところを前提に置いて、ショートステイを併設されるというところは、もう少し 重く受け止めていただけるとありがたいなと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。どうぞ。</p>
オブザーバー	<p>後ほど、また地域生活支援拠点のほうでお話しようと思うのですが、今年の報酬 改定で、福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者等の受け入れを促進とい うことで、いわゆる併設型も含めて、報酬はつけるから受け入れてねという方向性だ と思います。特に、強度行動障害の方は集中的支援が必要だということで、今、国 のほうでも色々制度をつくっているところですが、例えば、その環境設定もして集 中の支援することで、だんだん自分の中で落ち着いて、社会の中にまた戻ってい くというような、そういう支援が必要になってきます。先ほどの委員の話にあった、 併設型で、今いる職員がそのままやってくれというやり方はなかなか難しいのかな というところですが、工夫の仕方がきっとあるんだろうなというのが、私も頭を悩 ませていて、拠点のところでも課題として挙げたいと思いますので、その辺りはこ れから、皆さんのお知恵もいただけたらなと思っています。すみません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。行政サイド、現場サイド、利用者の視点を絡めて、全 員でまた考えていきたいと思えます。そのほかよろしいですか。どうぞ。</p>
委員	<p>皆さんのお話を伺っていて、感想を含めて少し述べさせていただきたいと思いま す。私どもの会にも、医療的ケアが必要なお子さんがいる方もいて、ショートステ イは生活していくためには必要なものなので、それぞれ工夫して利用していらっ しやいます。計画に掲載されている実績ですが、利用先は区内の施設ということ でしょうか。それとも支給量ということでしょうか。</p>

事務局	これに関しては、区内施設に限らずというところで、区外施設も含んでいます。そこは明確に分けられないので、区民の利用者数という示し方になっております。
委員	ありがとうございます。特に重心の方は、区内施設の利用がとても困難で、本当に僅かしか床数がないということで、大変遠方の施設を利用されている方が多くいらっしゃいます。そういうこともあるので、住み慣れた北区で住み続けていくためにも、区内にそういう施設・設備が整っていくことを願っているところです。正直申しまして、重心の方を受け入れられるようなグループホームの設置がなかなか進まないというのは、東京都のほうにも言っているところですが、北区内にもほとんどなくて、なかなか受入先がないというような状態です。医療も大変進んできて、障害者、当事者、親も高齢化していて、今までは何とか家庭で世話をしてきたというようなご家庭でも、それが困難になってきていて、これからどんどんそういうご家庭が増えていくということを考えると、やはりこの医療型短期入所の需要は、今後増えていくと見込まれるのではないかと思いますので、そこのところをお含みおきいただいて、計画を立てていただきたいなと思います。今、ショートステイの話で、単独型の短期入所施設をつくっている区もあると聞いております。北区だと「ショートステイぶりっく」が単独型ですが、もう少し規模の大きい単独型ショートステイの施設も誘致すれば、利用がもっと増えるんじゃないかと思えます。「ないから使えない」、「使いたくても、ないからしょうがなく家庭で何とか見ている」という方も中にはいらっしゃると思いますが、そこところが「需要があるのは分かっているけれども」みたいなニュアンスに入っているのかなと思ったんですけれども、ぜひ、そういうことも考えに入れて、今後進めていただきたいなと思います。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。今のお話で、他区の話もあったかと思うんですけど、他区の実績でご存じのケースがあればご紹介いただきたいのですが、いかがですか。
委員	申し訳ありません。単独型の短期入所施設を設置したという区があると聞いていますので、調査しておきます。
会長	ありがとうございました。どなたかご存じの方いらっしゃいますか。
委員	今、委員のほうから荒川区ではないかと。
会長	いかがですか。
委員	正確な名前は、障害福祉課の方のほうでご存じだと思うのですが、三ノ輪のほうにある施設を一度見学しました。たしか10床以上あったと思います。
会長	事務局はいかがですか。
事務局	申し訳ありません。存じ上げておりません。

会長	この点については事務局のほうでお調べいただきなり、委員の方でもお分かりになりましたら、事務局にご提供いただければと思います。ありがとうございました。
委員	地域生活部会でも、ショートステイも含めて来年度考えるかもしれないので、その辺も含めて、委員の方と相談して来年度の活動に活かしていければと思います。
会長	そうですね。部会での意見交換もぜひお願いします。
(2) 地域生活支援拠点等の整備状況について	
会長	それでは、議題2の地域生活支援拠点等の整備状況について、まずは資料4を踏まえて、事務局からご説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料4のご用意をお願いいたします。地域生活支援拠点等の整備についてでございます。このテーマにつきましては、昨年度、それから前々回の第1回自立支援協議会でもご説明させていただいたところでございますが、また改めて説明させていただきます。</p> <p>1番にお示しのとおり、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えまして、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備をし、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められていると、また、拠点等の整備手法でございますが、2番にお示しのとおり、北区では、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」による段階的な整備を目指すとしているということです。北区における整備状況を、3番に表でお示ししております。5つの拠点等の機能、その担い手ということで整理をしておりますが、まず1番の相談機能、こちらは障害福祉課の王子・赤羽障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センター、基幹相談支援センター、地域活動支援室の支援センターきらきら、これらの5か所で障害者の総合相談・専門相談を実施し、緊急事態等に必要なサービスの相談支援やコーディネート、相談支援事業所との連携強化、困難事例への支援を行っております。2つ目の緊急時の受入れ・対応の機能ですが、こちらは社会福祉法人さざんかの会に運営していただいている「ららたきのがわ」、社会福祉法人晴山会が運営されている「就労・生活支援センター飛鳥晴山苑」の2か所で、短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保しております。3つ目の体験の機会・場の機能ですが、こちらは「ららたきのがわ」と「飛鳥晴山苑」の2か所で短期入所居室を使用いたしまして、地域移行に向けた体験宿泊、親元からの自立のための体験宿泊を実施しております。4つ目の専門的人材の確保・養成の機能ですが、こちらは「ららたきのがわ」におきまして、障害の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成する研修等の機会を設けていただいている状況です。5つ目の地域体制づくりの機能ですが、こちらは本自立支援協議会でも機能を担っておりまして、障害福祉課でも施設の整備、誘導を含みますサービス提供体制</p>

の確保、地域の社会資源の連携体制の構築を行い、本協議会にて報告の上、検討を実施しているところでございます。

では、資料をおめくりいただきまして、ここから従前の説明に新たに加えたところでございますけれども、1つ目の「相談」の機能ということで、こちらにお示しのとおり、以前から夜間・休日等の対応を望む声をいただいている状況でございますが、この資料にもありますとおり、区では、障害のある方への緊急時の対応といたしまして、「自宅が火事で焼失し障害者の帰来先がないケース」、「家族から虐待を受け自宅に戻ることができないケース」、「介護者がけがや病気で緊急入院となり障害者を介護する者がいないケース」などを想定いたしまして、警察や消防、医療機関などから区役所巡視室に連絡があれば、障害福祉課の職員が対応して、緊急一時保護を行う体制を整えているところでございます。本日は、区内におきまして、夜間・休日等の対応を行っております相談支援事業所が2か所ございますが、その状況について、報告をさせていただくものです。現在、区内の2つの相談支援事業所が、24時間連絡体制を確保しております。本日は、事業所AとBとさせていただきます。いずれもちょっと難しいのですけれども、相談支援機能強化型体制加算（Ⅰ）と（Ⅱ）というのを、それぞれAとBで取得をしております。いずれも「24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること」が、この加算の取得要件の一つとなっております。実際には両事業所とも、営業時間外の電話を責任者、または担当者の携帯電話に転送されるように設定することで、24時間連絡可能な状況を実現していると伺っております。こちらの両事業所の相談状況につきまして、簡単ではございますが、ご説明させていただきます。資料4をご覧くださいのと、あとは資料4別紙、A4の横の表組みになっているものも併せてご覧いただければと思います。別紙のほうは、上半分が事業所Aについて、下半分が事業所Bについてとなっております。事業所Aにおきましては、令和4年12月から、事業所Bでは、令和5年5月から夜間・休日等の対応を行っていると。事業所Aにつきましては、令和4年12月から令和5年11月までの全体の相談支援人数が147人ということでありましてけれども、こちらは延べ人数ではなく実人数といたしまして147人で、ひと月当たりの平均が147人でございました。また、この同じ期間につきまして、夜間・休日等に対応いたしました実人数は9人と書いてありますが、こちらがひと月当たり約9人の方、夜間・休日等に対応した実人数ということでお示しをしております。先ほどの全体の相談支援人数に対する割合は、約6.2%ということでございます。お伺いしますと、特定の利用者から複数回の連絡が入ることが多かったということでもございました。一方、事業所Bにつきましては、令和5年7月から11月までの全体の相談支援人数、実

	<p>人数が 192 人、ひと月当たりの平均が 192 人で、同期間につきまして、夜間・休日等に対応した実人数につきましては、表では 1 人と表記しておりますけれども、ここは 2 人未満ということで 1 人と表記しております。全体の相談支援人数に対する割合は約 0.7%ということでございます。A 4 の縦書きの資料を見ていただきますと、夜間・休日等における相談状況の相談内容の一例をご紹介させていただいております。一つ目の事例でございますが、U さんから年末年始の事業所がお休みをしている期間に、4 回の電話がありましたと。これについては、支援時間を早めたいというご相談でございました。年末年始ということで、事業所ではご連絡いただいても変更の対応ができませんということをご説明して、了承を得たというものでございます。二つ目は、V さんから受付開始前、要は平日の営業時間前に電話で体調不良の訴えがあったということです。状況を伺いましたら緊急性がなかったということで、ご本人から日中に病院へ直接連絡いただくということで話が終わったところです。三つ目が、W さんのご家族から営業時間開始前に電話がありまして、前日夜間に緊急搬送された旨を、関連のサービス事業所に情報共有を行った事例がございました。ここまでが事業所 A の事例でございます。四つ目が事業所 B の事例ですけれども、X さんから、同じ日の夜間に 2 回「眠れない」という内容の電話がありましたと。五つ目は、Y さんから、これも同様に同じ日の夜間に 2 回、また別の方、Z さんから別の日の夜間に 1 回、それぞれ電話がありましたが、内容については緊急性がなかったということで、後日対応をして、特に問題がなかったといったような状況でございます。これは、相談支援事業所の事例でございますので、本日はあくまでも参考として、ご説明させていただいた次第でございます。</p> <p>区といたしましては、今後また、相談支援事業所の「夜間・休日等」の対応状況について、引き続きご協力いただきながらモニタリングを実施させていただき、また併せて、入所施設整備を進めていく中で、一つ目の「相談」の機能に関する課題の把握に努めていきたいと思っております。資料の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただいまのご説明に対するご質問等があればお伺いしますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>この相談支援事業所の利用者が、そこに電話したことで、何%ぐらいが納得する答えだったのか、把握していたら教えていただきたいと思えます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問、ありがとうございます。同一の人物からどれだけの相談があったという延べ回数までは、事業所でも押さえていないところです。相談支援の実人数に対する、夜間・休日にご連絡のあった人数の割合を把握したところですが、先ほどご説明させていただいたところでは、事業所 A については、相談支援、ひと月当</p>

	<p>たり 147 人の相談支援に携わっている中で、9 人の方が夜間・休日において電話があったということで、こちらが 6.2%、事業所 B については、192 人に対して、お 2 人の電話ということで、0.7%だったという状況でございます。以上です。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ。</p>
委員	<p>あまり細かいところはお答えいただけないかなと思いながら、気になったのが、V さんについて、「体調不良の訴えがあって、状況を伺ったところ緊急性がなかった」と書かれているんですけど、最近、自分の仕事の中で、そういうふうに対応されて数日後に急に亡くなったとか、あと倒れていたというようなケースを、何件か体験しました。平日の日中であれば行政もやっていますし、色々相談できるところがあるんですけど、土日に対応するときに、誰が責任をもって判断するかというところで、いまだにどうすれば正しかったのかなと悩んでいるので、緊急性がなかったと決断をする過程がもしあれば、教えていただきたいなと思いました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。事務局、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。事業者さんに無理を言って、モニタリングの件数や事例を大まかに教えていただいたので、詳細なことは分かりかねますが、この話以降に急変したというようなことであれば、当然その事例を掲載させていただくところだったので、その後についても、特段の問題がなかったのではないかというぐらいしか回答できないというところです。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。他にいかがですか。どうぞ。</p>
副会長	<p>資料のまとめ、ありがとうございます。少し気になったところで、区で想定している緊急時の対応と、夜間の相談の内容で、多分開きがあるなと思います。精神の方が夜間に緊急の対応が必要になるのは、火事で家が焼失したとか、家族から虐待を受けているとかということよりも、夜間に気持ちがすごく不安になってしまったとか、家の鍵をどこかに置いてきてしまって家に入れなくて困っているとか、生活上の不安とか困り事の相談をどこにすればいいのか分からなくて、夜間に相談窓口に来て、そこで色々整理すると落ち着かれるみたいなことが結構あると思うんですね。区で想定されている緊急というのは、本当にすごく緊急事態だけれども、精神の方にとっての緊急という枠はもっと幅が広くて、解決ができないと夜間の救急窓口に行って入院、というような話になったりとか、あるいは、相談できる場所がなくて警察に駆け込んで、警察の方にはまとまりのないことを言われていると判断されたりとか、この辺りも相談のニーズだと思うんですよね。だからどうしろという話ではないんですけども、この資料の相談内容で示されているようなことが相談のニーズの主体で、その中に、本当に緊急で対応しなければいけないようなことが含まれていて、ここの整理をして 24 時間体制の夜間・休日の相談のニーズがある、</p>

	という考えのほうがイメージに合っているのかなと思ったところです。
会長	ありがとうございました。事務局、今の副会長のご提案、お考えについて、いかがでしょうか。
事務局	ありがとうございます。冒頭に事務局から説明させていただいた、自宅が火事で帰来先がないとか、虐待のケースとかというのは、現時点で北区が備えている体制についてご説明をさせていただいた次第です。ですので、これで十分と思っているわけではなくて、現状やっている内容というところでございます。今、副会長のほうからお話のあった、家の鍵がなくなったり、不安になったりというようなところを整理するだけでも、かなり落ち着かれるというような、そういう相談対応の有効性というところも改めて認識しましたので、そういったところも含めて、今後考えていければいいのかなと思った次第でございます。以上です。
会長	副会長、いかがですか。
副会長	ニーズが幅広にあるという辺りを共有できるといいかなと思っております。よろしく願いいたします。
会長	ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。
委員	相談のルートは2ルートあるということによろしいのでしょうか。火事とか虐待のような本当に緊急な場合に、警察や消防から区の巡視室に直接連絡が行くというルートと、不安で眠れないというようなことを相談支援事業所の支援員の方に連絡を入れるという2系統があるということでしょうか。それで、資料の米印の例は、幸い重篤な状況にはならなかった事例ですけれども、ここ2年ぐらいで、区役所の巡視室に連絡が入るようなケースは、実際にはなかったということでしょうか。この資料の表の中には入っていないですね。
会長	事務局、いかがですか。
事務局	相談支援事業所への平日夜間・休日のご相談と、区の巡視室への連絡というところは、並列したものではなくて、そこが結びついていて2ルートあるということではないです。それから、私が着任して3年目になりますけれども、区の巡視室への連絡や相談というのは年間に1件あるかどうかというような状況でございます。相談支援事業所には、区の巡視室への連絡というところは特にお話はしておりませんので、あくまでも区の巡視室につながるケースというのは、警察や消防、医療機関など、かなり重篤なケースという整理になっているというところでございます。
委員	ありがとうございます。そうしますと、例えば、緊急で親が入院しなければいけないという状況で救急車を呼んだ場合、障害当事者が一人残される状況です。これは困りましたねというときには、区の巡視室に救急の方から連絡が行くと捉えていいですか。夜間であっても、その方をどういふふうにかつていくかということは、最

	<p>終的には相談支援事業所のほうにお願いする形になると思いますが、区のほうから手配してくださって、短期入所や緊急一時保護を、区からのルートで手配していたらと捉えてよろしいですか。</p>
事務局	<p>区のほうに休日や平日の夜間に連絡が来た場合は、巡視室に、障害福祉課の職員の連絡網を渡しております。そこで、障害の方の状態に合わせて職員のほうに連絡が来て、緊急一時保護先となる場所の調整を行っているんですけども、正直なところ、夜間にご連絡をいただいても、入れる先の事業所と連絡が取れないことが多いので、結局、朝まで待つというような事例もあると伺っています。</p>
委員	<p>そうしますと、もし夜間に救急車で親や介護する人が運ばれてしまった場合、障害者、当事者は、朝まで一人残されるという形になるんですかね。</p>
事務局	<p>平日夜間であっても障害福祉課のほうにご連絡はいただくんですけど、そういった場合は、消防とか、警察とか、医療機関の方が、何かしら一緒にいるような対応をしてくださって、調整やコーディネートをするのは営業時間になってからということが多いのかなというところです。</p>
委員	<p>分かりました。経験もないものですから、そういうところが詳しく知りたくて伺ってみました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。他にいかがですか。</p> <p>それでは、地域生活支援拠点等の整備の関連で、オブザーバーとして参加していただいている森様のほうから、ご説明をお願いします。</p>
オブザーバー	<p>今日は、貴重な会議にお呼びいただきまして、ありがとうございます。「ららたきのがわ」を開設して3年経ちましたけれども、ここまでの3年間と、これからどうしていくのかというところ、今日いらっしゃる皆さんと連携しながら進めていけることって何だろうということを、お願いも含めてご説明させていただけたらなと思っております。</p> <p>当日配付となってしまって大変申し訳なかったんですが、パワーポイントの資料を中心に、ご説明させていただきたいなと思います。「ららたきのがわ」ですけども、北区が公募する中で、我々が運営法人として立ち上げたグループホームになりまして、共同生活援助、併設型の短期入所を実施しています。建物は3階建てですが、2階が女性ユニット、3階が男性ユニット、1階がショートステイという形で階分けをしています。そこに地域生活支援拠点の機能を区からお願いされて、我々もスタートするという形で実施しています。定員が6名、6名という、これは普通のグループホームではあり得ないんですけども、地域生活支援拠点の機能を担うということで、5名以上のユニットとして少し大型のグループホームとしてスタートしております。</p>

現在、男性は満床で6名、女性は5名で計11名の利用者の方と、あと短期入所を2床併設しておりますので、こちらのほうを活用して様々な活動を行っております。また、地域生活支援拠点として、在宅要介護の受入れ等も行っております。あともう一つ特徴的なのが、真隣に区営のシルバーピア滝野川、これは143床の5階建てマンションでございますけれども、こちらのワーデン業務、いわゆる管理人業務と清掃業務をうちの法人でも受託させていただいております。なので、先ほど緊急時の話もありましたが、亡くなられた方、身寄りのない方など色々いらっしゃいます。特に、夜間はワーデンがおりませんので、その間に救急車が来て、身寄りがいないということで搬送できないとか、色んなケースがありましたので、この辺りもまた別の機会でご議論、情報提供できたらなと思っております。特徴としましては、このようなホームになっております。

地域生活支援拠点のご説明の前に、グループホームを3年やりましたけれども、現状として、女性ユニットがずっと空床になっているところに関しては、令和6年5月を目指して1名入所を目指していきたいと考えておりますので、この辺りはまた皆さんとご相談できたらなと思っております。入所者の状況ですけれども、入所時には多少の医療的ケアですとか、色々な支援が必要な方が多かったです。高齢化が非常に進んでおります。状態像が悪化する方、例えば骨折による歩行困難もありますけれども、特に嚥下機能が非常に落ちてきておりまして、嚥下に関しては口腔センター等と連携しながらですけれども、なかなか支援の幅が広がってきています。それから、夜間頻尿とか、昼夜逆転みたいなところで生活リズムがなかなか難しい方も出てきていて、当初に比べて夜間の支援が非常に増えています。夜間は、やはり職員体制の問題もありますので、その辺りが法人としては非常に難しさがあるかなと思っております。主治医や通所施設、医療機関、その他関係機関と連携しながら、本人の状態をどういうふうにしていくのかというところを、職員が中心となって対応しているところがありますけれども、こちらに関しては、一職員が対応するということには、専門性の問題も含めて、非常に課題があるかなと思っておりますので、今後、地域生活支援拠点としてその辺りも改善していく仕組みをつくっていきたくて考えております。現状、医療的ケア、導尿対応の方が3名ほどいらっしゃいまして、主治医と連携して、うちの非常勤看護師と対応を行っているような状況でございます。職員体制については、この3年間、人件費も含めてなかなか厳しいところがありまして、できるだけ手厚いスタッフ体制にしていきたいと思っております。現実には厳しいなというところ。今回の報酬改定で様々なところに加算がつけられる部分なども活用しながら、少しでも支援をすることで収入も落ち着いてくる、そんなホームになっていけばいいかなと考えております。

次のページに移りまして、緊急一時・短期入所の現状です。こちらは、なかなか進んでいないというご指摘を我々も受けるんですが、今年に関しましては、初めて長い緊急一時の方を、10日間ですけれども受けさせていただきました。短期入所のほうも、徐々に登録数、ご相談数が増えてきておりまして、現在17名の方が定期利用につながっています。相談については月3～4件とありますけれども、これはあくまで利用したいという主訴でのご相談ということで、その他の大きな相談も多々ありますので、先ほど相談機能の話もありましたけれども、様々な相談を受けることも増えてきております。在宅要介護での受入れも含めてですけれども、中長期の受入れを、常に定期的に受けていくということは、まだ少し困難なのかなと思っています。なので、これからは体験の機会も含めて、地域生活支援拠点の機能を担う我々ができることと、地域の中で連携することでできることを、しっかりと精査することが大事なのかなと考えているところです。

では、1枚おめくりいただいて、区のほうでもお示しいただきました地域生活支援拠点の5つの機能を、今後の課題ですとか、今後の予定というところでまとめさせていただいております。今、色々な相談の中で、体験利用していくこと、これは将来の生活の見通しを立てるということもあるんですが、我々としては、できるだけ体験利用の中で利用登録等をしていただいて、どんな方であるのかアセスメントをすることによって、緊急時のご家庭と通所先との連携ができる流れが必要なのかなと感じております。先ほどの議題でも、地域生活支援拠点の連携がまだまだ難しいというご指摘がありましたが、晴山苑さんともお話をさせていただきましたけれども、この辺りを特に連携しているエリアの中で強化していくことが大事かなと思っています。あと、先ほどの医療的ケアの話もありますけれども、我々と提携している医療機関の主治医の先生、コーディネーターの方、訪看とも連携して、多職種連携によるアセスメントを進めています。その中で、例えば医療的に緊急度が高いことは何なのかとか、生活面でどうなのかというようなことを把握しながら進めていくような、情報を共有していくような流れが必要なのかなと思っています。これはもしかすると、これまでの生活歴の中で、例えば特別支援学校ですとか、ご家庭ですとか、そういったところとも連携していく必要があるのかなと思っています。また、この情報を、もちろん地域生活支援拠点同士で連携することも大事かなと思うんですが、今日いらっシャっている各関係機関、相談機関の方も含めて、どういうチームで共有していくかが非常に大事なかなと思っています。よく我々も、相談支援機関さんですとか、訪問看護さんですとか、色々な方々と情報共有しますが、そこでどうしても情報が切れてしまうというか、その場の対応になってしまうことがあります。その方々の情報を集約して、何かあったときに皆さんが、こ

うということが必要なんだなというのを共有できるような仕組みを何とかつくりな
いかなと思っているところです。先ほど、相談の24時間体制の話もあつたんです
けれども、私も法人内では24時間対応の携帯を所有しているんですが、他のグル
ープホームさんから、こういうときどう支援したらいいんだとか、こういうところ
が困っているんだとか、利用者や保護者の方からの愚痴も含めて、様々なご相談が
増えてきています。24時間対応というのはなかなか難しい部分ではあるんですが、
先ほどのケースにもありました相談支援機関さんのように、民間で24時間、夜間
一人で抱えるというのは非常に不安な点もあります。我々グループホームは24時
間365日運営しておりますので、24時間対応をしている相談支援機関と密に連携
を取れるような仕組みというのが必要なかなと思っていますので、この辺りは
また相談支援機関さんとか、色んな方と相談していきたいなと思っているところ
です。日中であれば、例えば通所施設の職員がヘルプに入るといったことが可能なん
ですけど、どうしても夜間・土日は少ないスタッフ体制の中で支援していかなけれ
ばいけないということで、一法人で対応するよりも、色んな関係機関で支え合っ
て、対応自体は次の朝になってしまっても、そのための準備として、夜間に関係機関が
ある程度情報を共有しているというような関係ができるといいのかなと思ってい
るところです。

次のページに移らせていただきます。体験入居等でアセスメントして情報共有す
る協議会のような会を、気軽にもてるような仕組みができるといいかなと思ってい
ます。本人をみんなで支えていく、そのために本人のことをみんなで知っていく
というような仕組みを、特に事業者間でできないかなと思っています。資料の参考
のところで、世田谷のように大きな規模でやっている取組を書かせていただいでい
ますが、そういった取組の最初のステップというのは、顔の見える関係で、事業者
間がこういうときどうするとか、少し相談に乗ってほしいみたいな、そんな話がで
けるのが大事なかなと思っています。こちらは後ほど、参考資料でご覧いただけ
たらと思っています。我々も今まで3年間、なかなか難しい対応も含めてやってき
ましたが、この地域生活支援拠点というものを強化、発展させていくことで、今い
る入居者の支援、またこれから入居されるであろう方、在宅で生活される方、色ん
な方の助けになるような仕組みができるのかなということで、法人としては内部の
異動も含めて、サビ管と管理者も交代する方向で、複数の職員で対応していくよ
うな仕組みをつくっていきたいと思っています。なかなか難しいところでもあるん
ですが、この地域生活支援拠点を強化するという意味で、来年度5月、6月ぐらいに
職員の増員を図る予定でほぼほぼ内定してきておりますので、そこからまた新たな
スタートができたらいかなと思っています。あと、例えばうちではでき

ない、うちのグループホームだとまだ長期の受入れとか緊急の医療的ケアの方の受入れが難しいという場合には、各関係機関で連携しながらコーディネート、調整できるような仕組みができるといいかなと思っています。シルバーピア滝野川では、予防的な対応ができればベストなんですけど、皆さん大変ご高齢ですので、色んなことが起こります。ケアマネさんも個人でついている方はいるんですけども、あんしんセンターさんと連携しながら対応方針を決定するということと、カンファレンスを定期的に行わせていただいて、緊急時にこんなことが起こるかもねというような話をさせていただきながら、重層的に支えていくという仕組みを今つくっていますので、この辺りも地域生活支援拠点として、我々も検討していく必要があるのかなと思っています。

続きまして、体験の機会と場づくりです。我々も短期入所で長い日数を受けるといのはなかなか難しい部分があるんですけども、目的をよりカテゴライズしていきたいなと思っています。今まで、来た人を受けられるか受けられないか、という形でやってきたものを、アセスメントの部分をしっかりとさせていただいて、将来を見据えた体験入居なのか、例えば緊急性が高くて、そこに対するピンポイントの支援が必要なのか、そんなことを考えていきたいなと思っています。特に医療的ケアの部分でございますけれども、我々が今、夜間に連続で受けることが難しいというのは、夜間の看護師配置とかそういったことがあるんですけど、例えば日中の時間帯は非常勤看護師もいますし、今後、訪看との連携を検討しております。そういった形で、受けられる幅、機会を増大していくということが、まず我々が法人としてできることなのかなと思っています。そういった意味で今、医療的ケアの事業所登録を進めておりまして、法人内では3名が3号研修も終了しております。先日、自立支援協議会の医療的ケア児・者支援部会も傍聴させていただきました、東京都医療的ケア児支援センターの相談員さんがオブザーバーでいらっしやっていたので、早速ご相談させていただきました。例えば、夜間全部は無理でも、早朝などのコアタイムは可能なのかということと、それに合わせて、どういう医療機関と連携していくのかというところを今、ご相談させていただいて、これも3月を目指して申請していきたいと思っています。部会では、医療的ケア児等コーディネーターの話が出ていましたが、地域生活支援拠点もコーディネーターという位置付けは大事なかなと思いますが、一緒に連携しながら考えていくといった流れを、晴山苑さんも含めて各関係機関さんをつくっていきたくて思っておりますので、この辺りの連携については今後、個別にまた皆さんとご相談できたらなと思っています。

次の人材育成ですが、医療的ケアもそうですけれども、精神障害の方や強度行動

障害の方の受入れも非常に課題が多いかなと思っています。これからの人材育成について、地域生活支援拠点としての法人の考え方です。まず、強度行動障害に関してですが、高崎にある独立行政法人の、のぞみの園の理事長と先日お話をさせていただきました。のぞみの園からの定期スーパーバイズと、のぞみの園が行っている、地域で強度行動障害の方を支援できる中核的人材を育てていくという仕組みづくりを、この東京でも育成会さんとかを中心にやっていくという流れの中に、我々の法人も入れていただきました。特に北区は、東京都手をつなぐ育成会の通所施設が多々ございますので、そちらとも連携しながら、この人材育成の部分は、強度行動障害の部分をメインとして行っていきたいなと思っています。最初は研修会や講演会的な形でやりながら、強度行動障害の養成研修を受けた方のステップアップ研修に、職員を参加させていくということになると思うんですが、我々も事務局側で参画しながら、育成の仕組みをつくっていききたいなと考えているところです。医療的ケアの部分も、今ちょうどご相談している東京都医療的ケア児支援センターさんとも連携しながら、コーディネートに関して、どういう視点が必要なのかといったことを、カンファレンスに近い形でやっていくような仕組みをつくっていききたいなと思っています。これは、区全体で協議会をつくるというような話になると非常に大きな話ですので、晴山苑さんも滝野川地域ということで、滝野川地域から小さな会でスタートして、人材育成につなげていけたらと思っています。本当に大切なのは、障害のある方を理解して、障害のある方の困り事を、どうやって色々な方に伝えていくのかということだと思いますので、地道な努力になるかとは思いますが、我々としては、そういった人材育成を中心にやっていききたいなと思っています。

最後のページになります。地域生活支援拠点という位置づけに入るのかということはあるんですが、今後、就労選択支援という事業が令和7年に立ち上がるかと思うんですが、就労アセスメントを中心にしながら、我々のほうでも、障害のある方の就労や生活の相談に乗り始めています。その中で、一人暮らししたいというような自立支援のニーズが非常に高く、グループホーム自体も、どうやって自立していくのかというのが義務化されてきております。この辺りについても、うちの法人に1床あるサテライトを活用して、在宅で暮らしていくための就労とリンクした相談に対応しながら、自立にもっていくような仕組みをつくっていききたいなと思っています。あと、感染症に関しては、我々も医療機関と連携して、ここ数年間は防護服を着る機会も非常に多かったですが、そういった対応のノウハウは少しずつですが蓄積されてきています。能登半島の地震の件も含めて自然災害、特に水害の問題も出てくるかと思っています。これは相談機関だけでは

	<p>なくて、各施設が福祉の避難拠点となる可能性は非常に高いと思いますので、枠を超えて連携していけないかなと思っているところです。そういったことも、地域の体制づくりという意味では我々の仕事になってくるのかなと思います。それと、障害者の理解促進というところで、赤羽北のほうでも特養と連携して、障害のある方の商品を販売して、地域住民を巻き込んだマルシェをやっていますけれども、先日、滝野川でも「ららたきのがわ」の裏側のシルバーピアの駐車場を活用して、合同防災訓練と合わせてプレ販売を行いました。やはり、地域で連携して顔の見える関係で、地域づくりしていくということが大事なのかなと思っています。これは障害だけではなくて、様々な職員の育成という意味で、うちのワーデン業務に携わる職員と、うちのグループホームのスタッフも含めてですが、今度、認知症サポーター講座をあんしんセンターと連携して受講することになっております。もちろん、障害の専門性も大事なんですけども、様々な視点で様々な地域住民を支えるような取組ができたらいいなかなと感じているところです。今、色々お話ししましたけれども、人の雇用ですとか、人材の確保・育成、運営していくための費用といったことは、支援したいという思いと裏腹に難しさもありますので、その辺りは区の皆さんとご協議させていただいて、少しでもそういったところに我々が力を注げるような仕組みができたらいいなと思っています。</p> <p>最後に、参考資料のご説明だけさせていただきます。私が今、日本発達障害連盟という組織が発行している『発達障害白書』という書籍の委員をやっているんですけども、出版社と連盟にも確認を取りまして、皆様に今回こんなイメージが大事かなという地域生活支援拠点の話ですとか、うちの法人的には重い障害のある方とどうやって地域で支えていくグループホームができるのかという、3つの記事を抜粋させていただきました。これらは許可を得ているんですが、ホームページ等への転載等はやめてくれというお話でございましたので、皆様のほうで閲覧いただくということでご理解いただけたらと思います。</p> <p>長くなってしまいましたが、説明は以上となります。ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。大変意欲的な、しかし課題もあるということで、滝野川の地域生活支援拠点等の状況や、世田谷区など他の自治体の取組についてもご説明いただきました。ただいまの説明につきまして、何かご意見、あるいはもう少しご説明いただければというような話がありましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>資料の1枚目の特徴というところに、在宅要介護者の受入体制整備事業業務の委託やワーデン業務の受託とありますが、これは地域生活支援拠点の機能を担う上で必要な条件になっているのでしょうか。</p>

会長	はい、どうぞ。
オブザーバー	それぞれの地域には特徴があるので、私たちの法人は赤北マルシェというのをやってきたんですけども、その地域を耕していくということの必要性だったり、障害のある方への支援だけではなくて地域の障害の理解も含めてですけども、連携していくような仕組みづくりだったりというのを、私としては重要視しているところです。シルバーピア滝野川のワーデン業務は、建物が隣接しておりますので、職員間の交流もできますし、障害のある方たちがだんだん高齢化していく中で、ケアマネさんとか介護保険事業との連携とか、医療機関との連携、指導等も受けやすいということで、大変なことでもあるんですけども、受けてよかったことかなと思っています。地域づくりというところは、区にお示しいただいた資料では自立支援協議会となっていますけれども、やはり我々事業者とか、障害当事者も含めて地域をつくっていくということは、私は地域生活支援拠点の機能を担う上でも大事な視点かなと思ってやっています。
委員	説明を聞いているとすごく大変そうなので、まずはグループホームとショートステイ、緊急一時保護の体制を整えてから次のステップ、ということでは駄目なのかなと。今の説明の中でも、連携とか協議という言葉がたくさん出てきていましたが、まずはグループホームとショートステイ、緊急一時保護のニーズがすごく高いところで、そこをまず整備していただけるとありがたいなと思ったので、色んなことを地域で、というのはもちろん分かるんですけど、一度に広げると大変じゃないかなと思ったものですから。
オブザーバー	シルバーピア滝野川は隣接しているということで、職員交流ができるという利点もあります。なので、例えばシルバーピアで働いている方が、コアタイムはグループホームの職員をやるとか、特に早朝に勤務できる方の確保は難しさがあるので。もちろん、補助事業ですので人件費はしっかり分けなければいけないんですが、そういう意味では運営を円滑にしていくというところで取った部分もありますけれども、やはりまだまだ大変な部分もありますので、今のご意見も参考にしながらと思っています。
会長	ありがとうございました。よろしいですか。他の方はいかがですか。どうぞ。
委員	ご説明ありがとうございました。私どもは、基幹相談支援センター業務の一部ということで、地域移行支援・地域定着支援事業を主に担っております。それと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場の事務局を、区の方と一緒にやらせていただいています。この中で、精神障害の方が地域生活に移行する際に、帰ってきたい地元に体験の場がなかったというところでしたが、「らららたきのがわ」ができて、支援をする側としては一緒に取り組んでいける

	<p>仲間が増えたということであれしく思っております。体験を活用したアセスメントの実施ということも、相談機能の充実というところで図られるということをお伺いしたんですけれども、地域生活に移行するための体験の場で、利用者さんは何が得意で何が苦手なのかとか、生活に必要なことを一緒にアセスメントしてご本人と共有して、安心して地域生活を送るために一緒に取り組んでいきたいと思えます。場合によっては、共同でカンファレンスなどもやりながら、お互いの連携や関係の構築ということも進めていけたらと思えますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。もう一人、ご質問ありましたね。どうぞ。</p>
委員	<p>説明ありがとうございました。先日、若葉福祉園のお母さんたちと「ららたきのがわ」の見学をさせていただきました。24 時間体制の拠点ができたということで、どのお母さんも安心感をもって見学に行かせていただきました。実際に見せていただいて、障害者の緊急一時、いざというときの受皿と思っておりましたが、シルバーピア滝野川の 143 床の話をお伺いして驚きました。グループホームも現実、女性ユニットが 1 床空いているだけで、もう入れないということが分かって、落胆して帰ってきた部分もあります。ショートステイも見学をしてきたんですが、本当に緊急のとき大丈夫なのかなということも感じた次第だったので、今日言われたとおりに事業を拡大していくということも大事なことはあるんですが、目の前の障害者を大事にしていきたいなと。もう少し、短期入所というのを大事にしていきたいなというのがお伺いした感想です。よろしくお願ひいたします。</p>
オブザーバー	<p>いただいた意見は、皆さんそう感じる部分があるのかなということであれ止めていきたいと思えます。法人としては、もともと通所施設からスタートして、様々な事業を行っています。特に、グループホームは 2 か所やっておりますので、20 名ぐらいの方を 24 時間 365 日受けています。彼らを支えるための経営を考えていく中で、人材の交流ができるというのが大きかったところです。それから、公園とシルバーピアと我々のグループホームが隣接する形になっていますが、区の方では、この地域を一体的に開発して、地域住民の方、高齢の方、障害の方も一緒に暮らしていくような場づくりという目的があったと認識しています。私としては、その共生社会という理念に賛同して、そこに向けて進めてきた部分があります。あまり細かく言うと非常に長い議論になるんですけれども、やはり今、雇用がなかなか難しい中で、支える人材をいかに変えていくかということが、雇用の問題も含めて痛切な今の課題だと思っております。短期入所やグループホームを軽視するような思いは全くなくて、むしろそこを充実させていくための施策という観点で考えております。言い訳っぽく聞こえるかもしれませんが、ご理解いただけたらと思えます。</p>
会長	<p>お二方、ありがとうございました。</p>

	時間の関係もありますので、次の議題に移らせていただきたいと思います。
(3)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための取組状況について	
会長	議題の3番目、「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための取組状況についてということで、資料5と6を踏まえまして、事務局からご説明いただきたいと思います。
事務局	<p>それでは、資料5の準備をお願いいたします。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築推進のための取組状況についてでございます。</p> <p>「1 精神障害者に対する取組」につきましては、障害福祉計画に係る国の基本指針におきまして、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を進めることとしております。略称といたしまして、「精神障害者にも」の「にも」を取りまして、「にも包括」と呼んでいるところでございます。北区では、令和3年度から保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じまして、にも包括の構築を進めております。</p> <p>「2 令和5年度取組状況」でございます。資料にあります3つのワーキンググループで、意見の集約と各事業の実施をさせていただいております。(1)、にも包括推進のための協議の場の開催について、参加者の構成につきましては表にお示しのとおりでございます。令和5年度の開催状況につきましては、今月2月8日に開催予定となっております。協議の場ということで、「ピアサポート活動について語り合おう」というテーマでミニ講座ですとか、グループワークを実施する予定となっております。(2)、ピアサポーター養成・ピアサポート活動の推進についてでございます。ピアサポート養成プロジェクトを立ち上げまして、北区のピアサポート活動について当事者とともに検討をしているところでございます。こちらにつきましては後ほどまた別途詳細を説明させていただきます。(3)、精神科入院患者実態調査についてでございます。令和5年の1月から12月、北区近隣区の精神科病院へ訪問調査を実施いたしました。調査によりますと、長期入院と地域移行についての課題につきましては、共通して家族等の受け入れ態勢が整わないですとか、高齢化に伴う問題、経済的理由などが挙げられたというところでございます。社会資源の周知、外出・見学等の同行による地域生活等への動機づけを求められております。また、すべての病院におきまして、サポーターの受け入れですとか地域移行の話を患者さんにすることについては、オーケーという意向をいただいているところでございます。まず、地域から病院へ患者に会いに行き地域生活の情報を提供すること、病院から地域へともに出かけて地域での生活体験をすることが必要であると。その際に、ピアということですので、当事者ならではの共感性、生活感でのピアサポー</p>

トの働きを期待しているところでございます。その次（４）、本日、精神保健福祉サービスに関するリーフレットの配付もさせていただいております。カラーのパンフレットでございますけれども、これは昨年度作成したものでございまして、関係機関、医療機関へ配布をしております、地域移行への動機づけとなることを期待しているものでございます。

最後に、「３ 令和６年度の取組予定」でございしますが、令和６年度も協議の場を通じて、さらに医療機関、障害福祉・介護事業者等々との連携体制を強化していきますとともに、にも包括構築に係る事業を推進してまいります。特に、この後説明させていただくピアサポーター養成・ピアサポート活動の推進につきましては、養成講座の実施と定例会議をベースに活動を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料６、北区のピアサポート活動イメージ図についてご説明いたします。イメージ図をご覧ください。北区としましては、当事者だけでなく専門職、地域住民も含めてお互いに支え合える関係づくりを地域で進めたいということで、「誰もがサポーター」を目的とすることにしました。

現在、支援センターきらきらでは、月１回、きらピアという当事者主体のプログラムがございまして。この、きらピアをベースに、安全に話し合える場、支え合い、学びの場として活動していこうと考えております。一般的に、ピアサポーター活動には、ミーティングを通しての分かち合いから、体験談を発表するなどの啓蒙活動、支援者として雇用を視野に入れた活動など、様々な活動がございまして。北区では、当事者に過度な負担をかけないよう、しかし得意なところを生かした活動、活躍ができるように、段階的に内容を広げていく予定です。図の中央のきらピアから下をご覧ください。仮称ですが、きらピア free で、当事者同士、テーマを決めて話し、支え合える場、ご自身のリカバリーストーリーを分かち合う場とします。これを基に、これも仮称ですが、きらピア plan で、具体的な活動についての話し合う場を設けます。この２つの活動は、養成講座修了者でなくても、支援センターきらきらの利用登録をしている方であれば参加できるようにいたします。

続きまして、図の右枠の外部活動についてです。外部活動は、対象をきらきらの登録者かつ養成講座修了者といたします。精神科病院に出向いて、自分の地域生活の話伝える、学校などで自分のリカバリーストーリーを語るなどの活動をいたします。また、ほかの自治体のピアサポーターとの交流や活動の勉強会等、活動を深める取組をしていきます。

これらの活動の支援といたしまして、スタッフの役割です。ピアサポーターの自主性を尊重した関わりをしていきます。具体的な活動に関しては、訪問先の連絡・

	<p>調整やリカバリーストーリー作成の補助をしていきます。ミーティングに関しましては、当事者様主体で進めていけるようにサポートをいたします。</p> <p>図の右側をご覧ください。ピアサポート活動で大切にしたいことをまとめました。一緒に楽しめる、押し付けない、得意なことを活かす、自分の生活を大切に、お互いを尊重し合う、できる範囲でということでございます。ピアサポートグループのルールについては現在検討中でございます。現在のきらピアのルールを参考に、安心して活動ができるように、体調優先、守秘義務、宗教や政治の勧誘をしないなどのルールを当事者も含めて検討してまいります。</p> <p>ピアサポーターの養成講座につきましては、左側をご覧ください。大体4時間×3日間の講座で、サポーター活動及び専門性の基本的理解、障害福祉サービスや制度の理解、実際に活動している人の体験談等を予定してございます。この中で、基礎講座の部分は地域住民の方、関係機関等支援者様にも参加していただき、北区の中での普及啓発に努めてまいります。詳細につきましては、これからピアサポート養成プロジェクト会議で検討してまいります。</p> <p>以上、ご説明いたします。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。委員の中には民生委員児童委員協議会、保健医療の代表の方、町会自治会連合会の方もいらっしゃいますので、大いにこのイベントに参加して盛り上げていきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>今のご説明で、ご質問とかご意見等がありましたら、いかがでしょうか。それでは、乞うご期待ということで、ご質問は控えさせていただきたいと思っております。</p>
(4) 連絡事項	
会長	<p>それでは、全体を通じてですけども、何か委員さんのほうから連絡事項等ありましたらお伺いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>では、特になさそうですので、副会長から一言いただけますか。</p>
副会長	<p>ご説明いただきましてありがとうございました。今日の会議は、いつも以上に、当事者の方、ご家族の方、支援者の方々から、どんなところにニーズがあって、どんなところで困っているのかということをお伝えいただいて、すごく参考になったなと思っております。切実な思いに対して、国の仕組みがありながらも、北区としてどういうふうにカスタマイズしていきながら、そのニーズに応じていくのか検討していくことが、この自立支援協議会の役割だと思っておりますので、引き続き、そういった声を上げていただいて、議事録に残して、これを反映させるように、あるいはすくい上げられるようにしていただけるとよいのかと思っております。事務局の方は大変だと思うんですけども、どうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

	<p>それでは引き続きまして、地域福祉の視点から、今日は防災の話もあったかと思えますけれども、地域福祉課長から一言、二言お願いします。</p>
委員	<p>冒頭に、会長より能登半島地震の話がありました。私ども福祉部の職員は、災害時には災対福祉部として要配慮者の災害対策に関すること、あるいは福祉避難所の設置・管理運営に関することを担ってまいります。今回の能登半島地震で、福祉避難所がどういう状況にあったかというのを、報道での情報ですけれども、皆さんにご紹介させていただきたいと思っています。能登の周辺7市町に、86福祉避難所になるべき施設があったというところがございます。ただ、あれだけの規模の地震でしたので、施設の損壊や、ライフラインの断絶によりまして、20施設ぐらいしか福祉避難所が開設できていないと、これは1月20日現在のテレビ金沢の情報ですけれども、そういった情報がきています。</p> <p>北区の福祉避難所がどうなっているかということ、今回改定している地域防災計画で初めて、福祉避難所がどこであるかを示した資料を公開しています。その中で、補完型と言われる避難所も含みまして、53施設を福祉避難所として指定してございます。これは震災時で、大規模水害のときには高台側だけになりますので、30施設ほどということになります。ただ、今回の能登半島地震の状況を見ますと、大規模な地震等が発生した場合には、全ての福祉避難所を開設することは困難ではないかと感じています。そうした状況を見ると、いわゆる公助や共助の部分だけではなくて、自助の部分の基本になって、その上で公助・共助が成り立ってくるのかなと思っています。今回の地震を受けて、日頃の備えと災害時の避難行動の想定、訓練の必要性といったものを、改めて感じた次第でございます。本日の議題とは逸れるんですけれども、今回の能登半島地震を受けて、私が感じたことを皆さんにお伝えしておこうと思ひまして、発言させていただきました。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、全体を通じて、今日のご議論を踏まえてのご感想を、福祉部長からお願いします。</p>
委員	<p>本日に限った感想ということではなく、ご挨拶させていただければと思います。</p> <p>まず、本日は委員の皆様、それからオブザーバーでお話いただきました森様、お忙しい中、協議会に参加いただきましてありがとうございます。また、北区の次期障害福祉計画・障害児福祉計画の検討につきまして、長期間ご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。この次期計画案については、これまで皆様からいただいたご意見ですとか、パブリックコメントに寄せられたご意見、その全てを具体的なものとして表すことはできておりません。これは計画の性質上、なかなかそこまでできないというものがあつたのは事実だと思います。ただ今後、障害者施策を進める上で必要な視点や考え方、有益な意見をいただけたと感じてございます。本日</p>

	<p>のご指摘にもありましたが、これまで検討していた、この計画以外のところでも様々なご意見については生かしていきたいと思っております。</p> <p>これまでも申し上げているところですが、やまだ区長が掲げる 150 の政策の中には、障害者との共生社会の実現といったものがございます。策定した計画などに基づいて、区の障害者福祉の向上に、しっかり取り組んでいくといった考えでございます。今後は策定した計画について、皆様のご指摘やご助言をいただきながら進めることになると思いますので、引き続きご協力をお願いいたします。改めまして、ご協力ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、最後に事務局から連絡事項についてお願いします。</p>
事務局	<p>事務局から連絡事項が2点ございます。</p> <p>まず、謝礼金のお支払いについてでございます。本日の謝礼金につきましては、3月上旬以降にご指定の口座にお振込みの予定でございます。振込み先を変更する方で、口座振替依頼書をまだ提出されていない方につきましては、早めに事務局までご提出をお願いできればと思います。</p> <p>2点目といたしまして、今後の予定でございます。現在の協議会委員の任期は今年3月までとなっております。本日が任期中の最後の協議会となります。皆様、この2年間、協議会や専門部会にご参加をいただきまして、また貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。次回は新しい委員が決定してからということで、7月頃に開催をしたいと考えております。ぜひ、今後ともご協力をお願いいたします。ありがとうございました。</p>
4 閉会	
会長	<p>今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様、この2年間、色んな貴重なご意見、ご質問をいただきまして、本当にありがとうございました。障害児・者への支援体制の整備をはじめ、様々な議論や貴重なご意見をいただくことができたと思います。来年度、事務局からまた委員のご推薦等ありましたら、ぜひ前向きにご検討いただいて、北区における障害児・者の計画の推進に向けて、ご協力いただければと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて閉会したいと思います。ありがとうございました。</p>

以上